# 淀川水系流域委員会 第2回利水部会(2003.3.27開催)結果概要

03.4.14 庶務作成

開催日時:2003年3月27日(木) 9:30~11:30

場 所:国立京都国際会館 2階 RoomB-1

参加者数:委員9名、他部会委員1名、河川管理者16名、一般傍聴者53名

### 1 決定事項

・第3回利水部会を4月8日(火)10:00~13:00 に、第4回利水部会を4月14日(月)13:30~16:30 に開催する。

## 2 審議の概要

河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)に関する意見交換

部会長より、資料 2-1「説明資料(第 1 稿)検討の論点について」について説明があり、「説明資料(第 1 稿)」の利水の部分に関して委員から既に提出されていた論点と合わせて、水需要管理の実現にむけて、幅広く意見交換が行われた。主な意見は、「 3 主な意見」を参照

# 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名より、「現在、構想されている臨海工業用水道と大阪府営工業用水道の 水利権の大阪府営水道へ転用が進めば、大阪府が丹生ダム等による水資源開発に参画す る必要性がなくなる。また、阪神水道についても然りである」との発言があった。

### 3 主な意見

河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)に関する意見交換

#### 部会長からの説明

池淵部会長から資料2-1の16,17ページをもとに水需要管理の具体化について、論点について説明が行われた。

## 主な意見

## <議論の進め方、利水部会の論点について>

- ・「水需要管理」の意味するものは、具体的に議論を進めることによって見えてくる。河川管理者からの説明資料(第1稿)についてポイントを決めて議論していけばよい。ポイントは、工事中・計画中のダムに予定されている新規開発水量の妥当性の検証、水資源開発基本計画(フルプラン)を委員会としてどう扱っていくかだと思う。
- ・ 提言の内容について議論するのではなく、河川管理者が出してきた河川整備計画原案が 提言の内容に沿っているかどうかを検討すべきである。水需要管理の意味の捉え方につ いては、委員間ではなく、委員と河川管理者で議論すべきだ。
- ・ 「ここまで書いてほしい。なぜ書けないのか」という議論を今後していくことが重要だ

と思う。その時に、データを全て挙げて議論するのは困難だと思う。一番重要なのは、 部会としての判断、考え方を出すことではないか。

- ・ 需要管理のスタートとして、まず需要構造の把握から始めるべき。過去のデータをもとに需要と供給のバランスや水利権量と実際の需要量の関係を、慣行水利権を許可水利権に切り替えるための仕組みづくり、同じデータをもとに議論しても意見が分かれるダムの是非について委員会としてどう捉えるのか等を検討すべき。
- ・ 具体的なデータに基づいて議論すべき。水需要の実態や地域格差などが把握できる。また、開発された水資源が有効に機能しているか、実態との乖離を把握した上で水利権の 見直すべきではないか。そうすれば環境流量についても何か言えるようになるのでは。

## <水需要管理の捉え方について>

・ 提言では、「水需要管理」は、新しい理念であり、実現できるかどうかではなく、「やらねばならない」と提言したのである。琵琶湖・淀川流域において水利用のシステム全体を根本的に見直し、その上で、上水や下水の受益者負担なども含めて流域のシステム全体を新たに構築するという方向で議論していくべきである。

### < 水需要の抑制策 >

- ・ 水需要管理を進めるには、水利権の枠内であっても水の使用に対する負担を利水者に求めるような仕組みが必要である。フランスでは流域の中で、水の使用や汚水の排出に対する負担を課して、対策を進めている。このような新たな枠組みにより、水需要管理は実現できるため、このようなことが現在の法律のもとで実現可能かを検討すべきである。
- ・ 料金体系を見直し、一定水量使用したら急に料金が高くなるような、水使用に抑制が働く制度を考えていくべき。

淀川の水道は十分な水利権を持っているため、節水のための制度を水道業者に作らせるのは不可能である。やはり、河川管理者が、水の取水量に応じて費用を求める必要がある。そうすれば、節水方向に向かう料金制度の導入も可能となるだろう。その点で、水の需要管理において河川管理者が新しい扉を開く鍵を持っていると思う。

工業用水に関しては、利水占有料というデータを都道府県がとっている。また、水 道料金については、現在でも逓増料金制をとっている。(河川管理者)

・ 水道料金となると他省庁の管轄になるが、そこまで踏み込むのかどうかが問題である。

## < 水需要管理の目標 >

- ・ 水需要管理の目標について、提言を受けて考えた場合には「現在の状況よりははるかに 下げるべき」である。
- ・ 淀川水系において、「今以上の水供給を増やせない」というスタンスでは甘すぎる。「現在の取水量はあまりに多すぎる」というくらいが、提言の立場からすると妥当ではないか。利水部会ではそこをはっきり決めて頂きたい。
- ・ 水需要管理の目標として、需要をどこまで抑制するのか議論する必要がある。" 福岡並 に減らす " のか " 今以上増やさないのか " " これ以上新規のダムは造らない " 等。その ような目標を委員会で決めるのか、説明資料にある水需要管理協議会できめるのか、な

ど決め方についても検討する必要がある。

#### < 水需要管理の精査・確認 >

・ 河川管理者にお尋ねしたい。水需要の精査・確認の進展状況はどうなのか。また、精査 確認された際、これまで流域委員会に対してNPOなどが独自に調査された結果を出さ れているが、そのような意見に対して精査の結果を踏まえて反論をされるのか。

答えになるかどうかわからないが、水利用に関する我々の考え方の基本として、まずは、需要をなるべく押さえることであり、次に既存施設の有効利用がある。具体的な整備内容シートには、(1)水需要の精査・確認、(2)水利権の見直しと用途間転用を記載している。水需要を抑制することは、需要の精査・確認であり、平常時からの節水である。水需要の精査・確認には、川に関わる部分とそうでない部分の2つの意味がある。河川管理者としては、川に関わる部分、つまり川からの取水量を減らすという意味における一義的な水需要の精査・確認なら4月中をめどに提出できるものと考えている。既存の施設の有効利用とは、水需要に関わりなく川から取水した水を有効活用するという意味である。用途間転用については、まず工業用水の精査・確認を進める。ただ、工業用水についても水利権者との調整が必要である。

水需要の精査・確認について、考えていたイメージとは異なる。以前、阪神水道企業団に水需要の予測の出し方について説明を受けたが、算出方法に不信を感じた。 そのような利水者が行った需要予測を国土交通省が独自に精査・確認を行ってくる ものと思っていた。

その意味の精査・確認もありえるが、河川管理者としての権限を逸脱してしまう部分があり、行うには障壁がある。水利権を付与する段階では河川管理者として可能であるが、水道法に基づき議会の承認も得た水道計画に対して、流域委員会も含めて疑問を投げかけるなどの状況を醸成することは可能であるが、拒否する権限はない。ご指摘の点を全く行わないというのではないが、障壁があり苦悩している。(河川管理者)

整備内容説明シートには、「水利権量と実水需要流量に乖離が生じている」とはっきり書かれている。精査・確認とは、その乖離を解明することだ。いまのような姿勢だと解明できないのではないか。欧州では、利水者や自治体、住民等の長い葛藤の結果、合理的なシステムとして定着したリバーオーソリティというシステムにより川や水の管理を行っているが、日本の河川管理者にもそうなってもらいたい。姿勢を見せてほしい。

水利権量と実水量に乖離が生じていることの、まさにその具体例として工業用水道 の話を出した。まずはここをメインに取り組んでいきたい。(河川管理者)

河川管理者は淀川の水利権許可を下す許可権者なのであり、大きな権利を持っている以上、我々は透明性、説明性を求めたい。やりにくいのなら、はっきりそう言ってほしい。

水利権審査については、委員会で議論されていることを踏まえて、しっかりやっていきたいと思っている。(河川管理者)

- ・ 問題は水需要の精査確認を行った結果、どういう風にするのかに関して、今でもやれる ことを整備計画に書くのか、書かないのか、また、このような問題はしばらく議論に時 間がかかるが、自分たちはこういう風にやるのか、といった点について議論ができるよ うにしてほしい。
- ・ 今、淀川流域で求められているのは、これまでの人間だけの都合による水利用を反省することである。琵琶湖淀川水系全体としての人間も含めた持続的な利用の仕組みとはどうあるべきかを明らかにすることが、水需要の精査の内容ではないか。持続可能な環境流量の枠内で、どれだけ水が取れるか、その量と実需用がどれだけあってるか、等を考えることが重要である。

### <環境流量について>

- ・ 環境流量についても、これだけ環境用水として必要だから、今使っている分からこれだけ減らす、という話ができるのでは。環境・利用部会から、この場所でこれだけ環境容量が不足しているといった点が上がってくれば議論ができるので、そういった連携も考えてはどうか。
- ・ 「環境用水がいくら不足している」など、委員の方でも、どのくらい取水量を減らすの か目標をしっかり議論しておかねばならない。

#### < その他 >

- ・ 水需要管理について河川管理者は、できない問題についてもどういう方向で考えるかを 必ず計画に記してほしい。
- ・ 河川管理者から、本日、具体的な整備内容シートを頂いているが、これをもとに検討するのはどうか。

## <まとめ>

・本日の議論をまとめると、水需要管理のスタンスの問題として、河川からの取水量を減らすという捉え方と、河川に必要な水量として環境流量を考えるということの2つがある。また、水需要の管理主体の問題もある。水需要の精査・確認については、水収支、水の使われ方、流れ方など、を把握する必要がある。河川管理者には、早くデータを提出していただきたい。(部会長)

## 一般傍聴者からの意見聴取

傍聴者1名から、発言があった。

・ 現在、構想が進んでいる臨海工業用水道と大阪府営工業用水道の水利権が大阪府営水道 へ転用されれば、大阪府が丹生ダム余野川ダムに参画する必要性がなくなる。また、阪 神水道についても、尼崎市営工業用水道が施設を閉鎖して余ることになった水利権を転 用することで、丹生ダム、余野川ダムへ参画する意味がなくなることになる。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。